字葛倉　三六六七番二　二号
三六九三番　三号
三六九四番一二　四号及び五号
三七〇六番五　六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西沢川
(一)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川、道路及び国有地のうちその接している区間の河川敷、道路敷及び国有地（昭和二十三年建設省告示第百十六号で指定した土地の区域を除く。）
山梨県南巨摩郡南部町大字成島
字清水　三〇二九番一
三〇二九番二
三〇三二番
三〇三二番地先国有地
三〇三五番

○国土交通省告示第四百七十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年四月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十九日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	型式変更の内容
第5040号	倉口覆布の布地（田種）	ユニチカエステル　E2号	中村繊布株式会社	滋賀県高島市新旭町藁園2441	覆布の材料を変更したもの

○国土交通省告示第四百七十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年四月三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十九日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4709号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）（体重が15キログラム未満の小児用）TK－55B型（小児用－S）	高階救命器具株式会社	覆布の材料を変更したものを追加

○国土交通省告示第四百七十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年四月六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十九日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4528号	小型船舶用救命胴衣（大人及び体重が40キログラム以上の小児用）（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）TV－23型	東洋物産株式会社	①色の追加 ②体重が40キログラム以上の小児への適用を追加 ③股掛けテープの追加

字高林　三五六六番
三五六七番二
三五六八番内一
三五六九番一
三五六九番二

○国土交通省告示第四百七十六号

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条の七の規定により財団法人全国建設研修センター理事長から登録講習機関の登録事項の変更の届出があったので、同規則第十九条の十六第二号の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月十九日

国土交通大臣　前田　武志

変更に係る登録事項
・氏名又は名称　一般財団法人全国建設研修センター
・登録講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人全国建設研修センター

○国土交通省告示第四百八十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年四月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十九日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第F－491号	表面仕上材（難燃性塗料）	住友ゴム工業株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜町3丁目6番9号	SEMTEX D.E.

○防衛省告示第百七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十九日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年四月二十三日及び同月二十六日（予備、同月二十四日、同月二十五日、同月二十七日及び同月二十八日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十一隻、航空機二機

その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十九日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年四月二十三日及び同月二十六日（予備、同月二十四日、同月二十五日、同月二十七日及び同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十一隻、航空機二機

その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。